

道路監理員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

岩手県知事 増田寛也

道路監理員規程の一部を改正する訓令

道路監理員規程（昭和46年岩手県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
<p>(道路監理員)</p> <p>第2条 道路監理員は、県土整備部道路環境課に勤務する <u>吏員である職員</u>及び次の表の左欄に掲げる出先機関に 勤務する<u>吏員である職員</u>のうち、それぞれ同欄に掲げる 区分に応じ同表の右欄に定める職員をもって充てる。</p> <table border="1" data-bbox="145 759 767 808"><tr><td>[略]</td></tr></table>	[略]	<p>(道路監理員)</p> <p>第2条 道路監理員は、県土整備部道路環境課に勤務する 職員及び次の表の左欄に掲げる出先機関に勤務する職 員のうち、それぞれ同欄に掲げる区分に応じ同表の右欄 に定める職員をもって充てる。</p> <table border="1" data-bbox="831 759 1453 808"><tr><td>[略]</td></tr></table>	[略]
[略]			
[略]			
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>			

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。